

《研究ノート》

地域新聞からみた 20 世紀初頭の伝染病対策

—— 『白石実業新報』の記事から ——

阿部 さやか*

Measures Against Infectious Diseases in the Early 20th Century at Local Newspaper:
A Case Study of “Shiroishi Jitsugyo Shimpō”

ABE Sayaka

要旨

本稿では、特定の地域で発行されたローカルな新聞(地域新聞)を用いて、20世紀初頭における地域社会の状況、課題やその対応を明らかにする。具体的には、宮城県刈田郡白石町(現白石市)で発行されていた『白石実業新報』から衛生関連の記事に着目し、明治時代末期から大正時代初めにかけての当地の衛生、とくに伝染病やその対応について考察を行った。当地では、河川が人々の生活を支える一方で伝染病の感染経路となることが危惧されていた。もっとも記事が多い赤痢は、隔離病舎のようす、経済的な負担、予防の実務などについて書かれていた。そこから、対応に要する費用を憂慮して町民各自による予防が徹底されたこと、河川利用の改善など地域性を考慮した衛生思想の普及が行われていたことなどが明らかになる。眼病であるトラホームは、検診の日程やその様子について書かれており、当時の蔓延に対して積極的な対応がなされていたことがわかる。また、史料ではこれら伝染病の対応に医師や篤志家による貢献が大きな役割を果たしていたことがみえる。

キーワード : 近代日本、地方都市、地域新聞、衛生、伝染病

Keywords : modern Japan, provincial town, local newspaper, sanitation, infectious diseases

目次

1. はじめに
2. 白石町の概要
3. 白石町の衛生環境と医療施設
4. 赤痢について
 - 4.1. 白石町の状況
 - 4.2. 赤痢の経済的負担

*仙台市博物館 会計年度任用職員、東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門 事務補佐員

- 4.3. 隔離病舎
- 4.4. 予防の徹底
- 5. トラホームについて
 - 5.1. 白石町の状況
 - 5.2. トラホームへの対応
- 6. まとめ

1. はじめに

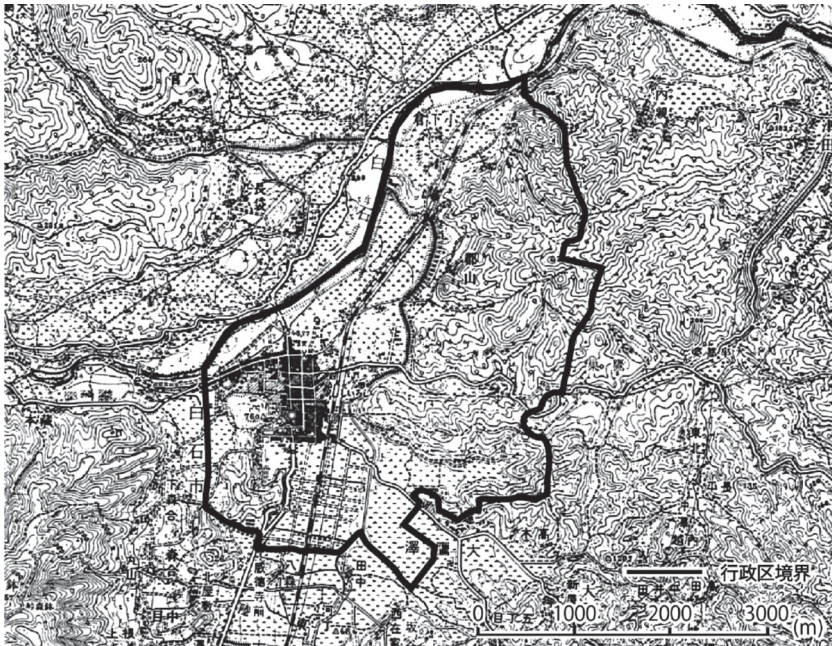
本稿では、近代に特定の地域で発行されたローカルな新聞(以下、「地域新聞」と呼称)から、20世紀初頭の地域社会について考察を行う。新聞資料は、歴史研究においても重要な資料として扱われている(注1)。そのなかでもローカルな話題を多く取り上げる地域新聞は、地域住民の暮らしやその変化を詳しく伝えているほか、当事者の視点から直面する課題を読み解くことができる。この点を踏まえ、人々の生活に深くかかわる社会福祉、とくに衛生関連の記事に着目し、その地域的な特徴を明らかにしたい。具体的には、宮城県南部の白石市図書館(注2)に所蔵されている『白石実業新報』(以下、『実業』と略記する)を素材として、当地における衛生状況、伝染病の対策について分析を行う。

『実業』は、宮城県刈田郡白石町(現白石市)で明治44(1911)年2月11日に白石実業新報社によって創刊、その後毎月3回の頻度で発行されていた。現在、白石市図書館に所蔵されているのは大正3(1914)年4月21日発行の第116号までである(注3)。構成は創刊号や正月号などの特別版を除いて1号あたり6頁、うち1面は企業広告に充てられている。創刊号第1面の「創刊の辞」には、白石の「実業家」に向けて「吾人が富国強兵の策を講ずるの道は、地方実業の振興にあり(中略)白石町実業発展の機関」として本紙を活用するよう、その趣旨が述べられている。日本全体では徴兵や殖産興業といった富国強兵の時勢のなか、『実業』は発行されていた。内容は政治、経済、商況など「実業」に関わりの深いものが中心であるが、白石町や近隣地域の事件、災害、学校行事などに関する記事も多くあり、当地の状況や人々の関心を知ることができる。

また、20世紀初頭における当地の衛生について、『白石市史』[白石市史編さん委員1979]には、伝染病の流行があった年や、後述する「公立刈田病院」についての記載はあるものの、当時の衛生政策については触れられていない[白石市史編さん委員1979：428-430,476-477,510-512]。本稿がそれらの情報についても補足となれば幸いである。

2. 白石町の概要

論述を進める前提として、白石町の概要を説明したい。白石町は現在の白石市中央部に位置する。明治22(1889)年4月に白石本郷などの合併により誕生し、本郷・南小路・田町・本町・柳町・



〔図1〕 白石町の範囲

(地図は『白石市史1(通史篇)』付録より転載・加工。行政区境界は歴史的行政区データセットβ | 版宮城県刈田郡白石町(04B0060009) <http://geoshape.ex.nii.ac.jp/city/resource/04B0060009.html> を参照した)

中町・長町・亘理町・短ヶ町・新町・西益岡・中益岡・東益岡・裏町・寿町・郡山・鷹巣・小下倉(大正15(1926)年編入)の18地区からなっていた[刈田郡教育会1972:196-197]。

町には大きな河川が2本流れており、北西沿いに阿武隈川水系の白石川、もう1本が白石川の支流であり町の中央を南北に貫く斎川である。どちらも灌漑や生活用水として古くから利用されていた[庄司1925ほか]。しかし、恵みをもたらす一方で4回(明治22、23、30、43年)にわたる大きな水害に見舞われ、たびたび治水工事も行われてきた[白石市史編さん委員1979:474]。

明治38(1905)年および39年に東北各地を襲った大飢饉は被害が甚大で、38年における白石町の米収は平年に比べてわずか2.8%であった[白石市史編さん委員1979:475]。また、明治32年5月14日に発生した白石大火では「白石市街地約1,100戸のうち8割に近い数」が焼失している[白石市史編さん委員1979:469]。町場と村落を含む一帯では、このような災害に直面することがしばしばあり、住民を守る措置が行政的課題でもあった。

産業では、江戸時代より和紙や生糸、温麺づくりなどが盛んであった。明治時代、特に日本鉄道(現在のJR東北本線)白石駅が開業した明治20年ごろから、家内制であったこれらの産業は次第に工場化されていく[阿子島1979aほか]。たとえば、明治19年には後に温麺製造を機械化する「白石興産商会」が設立され、33年に白石大火からの復興も志して「白石製糸企業株式会社」が設立、そのほか電力会社や銀行経営など、地域の有力者を中心に様々な事業が始められた[白石

市史編さん委員 1979:463-468]。このような時勢のなかで実業家たちは資力や立場を確立していったと考えられる。

次項からは、『実業』の記事をもとに考察を行っていく。とりわけ記事が多くみられる赤痢とトラホームについては詳しく述べたい。なお、主な衛生関連の記事をまとめたものが【表 1】である。本稿で引用した記事(史料)、及び記事から作成した表があるものは、備考欄にその旨を記載した。また、本文中に参照した記事として示す際は()内に表 1 のNo.を記載している。なお、『実業』の主要記事の多くは総ルビが振られているが、引用文は読みやすさを重視して、文中の一部にルビと読点を付し、漢字は新字体に改めた。

【表 1】『白石実業新報』衛生関連記事一覧

No.	刊行日	号数	頁	記事タイトル(小タイトル)	備考
1	明治 44 年	3/21	5	3 雑報(白石町春期清潔法検査日割)	
2		4/1	6	3 雑報(白石町明治四十四年度歳入出予算表)	
3		4/11	7	3 白石町トラホーム検診日割	【表 4】
4		5/1	9	2 刈田郡医師会の決議	
5		5/11	10	2 白石町トラホーム検診所 四十三年度 四十四年度成績比較対照表	【表 5】
6		6/11	14	3 白石町に於ける接種痘	
7		6/21	15	2 模範的隔離病舎建築の計画	【史料 6】
8		7/1	16	2 夏季の衛生に就て	【史料 8】
9		8/1	19	3 赤痢患者発生	【表 3】
10		9/1	22	3 雑報(白石町トラホーム検診日割、恐るべき は悪疫)	【表 3】【表 4】
11		9/11	23	3 赤痢患者続発	【表 3】
12		9/21	24	3 雑報(白市町の不生産的費用 一日二十円 余)	【史料 3】【表 3】
13		10/1	25	3 雑報(赤痢患者の死亡、一家十人の赤痢)	【表 3】
14		10/11	26	3 雑報(赤痢の猖獗)	【表 3】
15		10/21	27	2 トラホームに就て	【史料 12】
16				3 寿区の慰労会	
17	明治 45 (大正 元)年	4/1	43	3 白石町春期清潔法	
18		4/26	45	5 婦人と口腔衛生	
19		5/11	47	4 婦人と口腔衛生(二)	
20		5/21	48	4 婦人と口腔衛生(三)	
21		6/1	49	4 婦人と口腔衛生(四)	
22		6/21	50	2 本郡壮丁検査の成績に就て	【表 4】
23				2 仁田原師団長の来白	
24				刈田郡壮丁検査の情況	【史料 10】【表 4】【表 6】
25		7/1	51	3 赤痢患者	【表 3】
26				衛生隊の召集	
27		7/11	52	3 赤痢続発	【表 3】
28				4 婦人と口腔衛生(五)	
29		7/21	53	1 夏季の衛生	【史料 1】
30				矛盾せる衛生	
31				柴田郡の衛生幻灯会	
32		白石町の伝染病予防励行	【史料 9】【表 3】		
33		8/1	54	3 鉄道院と治療所	
34				5 福岡村に赤痢続発	【表 3】
35		8/11	55	4 千紅萬緑(一三)家庭衛生	
36		8/21	56	4 隔離病舎視察記	【史料 7】【表 2】【表 3】
37		9/1	57	3 赤痢益々猖獗	【史料 5】【表 3】
38				4 千紅萬緑(一四)家庭衛生	
39		9/11	58	3 一家四名の赤痢隠蔽	【表 3】
40		9/21	59	1 治水問題	
41		10/1	60	4 勤勉なる衛生主任書記	赤痢病対策について
42		10/21	62	2 白石町のトラホーム検診	【表 4】
43		12/1	66	1 公立刈田病院	写真
44		12/21	68	4 白石町の臨時町会	伝染病予防費について 【史料 4】【表 3】

No.	刊行日	号数	頁	記事タイトル(小タイトル)	備考
45	1/21	71	2	伝染病予防に於て	
46			3	大正元年度赤痢病ノ為メ要シタル費用調	
47			3	公立刈田病院	大正二年度予算会について
48	2/1	72	2	水野町医の施療	【史料13】
49	3/1	75	3	白石町の壮丁	
50	4/11	79	3	刈田郡に於ける春季清潔法	
51	4/21	80	2	白石町に於ける春季「トラホーム」検診	
52	5/1	81	3	校医の任免	
53			4	刈田郡に於ける種痘	
54	5/11	82	4	千紅萬緑(二十五)家庭衛生料理	
55	5/21	83	4	千紅萬緑(二十六)家庭衛生料理	
56	6/1	84	2	宮城県医師会	
57			3	白石警察署に於けるトラホーム検診	【表4】
58			4	千紅萬緑(二十七)家庭衛生料理	
59	6/11	85	4	千紅萬緑(二十八)家庭衛生料理の続き	
60	8/1	90	1	油断大敵 夏季の衛生に就て	
61			2	壮丁のトラホーム検診	【表4】
62			3	田中白石警察署長の談	赤痢病対策について
63			4	臨時清潔法	
64	8/11	91	2	大正三年度壮丁トラホーム検診	【史料11】【表4】
65	8/21	92	2	衛生幻灯大講演会	
66	10/1	96	3	白石日曜学校生徒病院を見舞ふ	
67	11/21	101	2	教育衛生大幻灯会	
68			3	白石町と用水【上】	【史料2】
69	12/1	102	2	内務省第九回トラホーム講習会	【史料14】
70			3	家庭の注意	インフルエンザと麻疹について
71			3	井戸水の汲取 釣瓶をポンプに改造せよ	
72			4	白石町と用水【下】	
73	12/11	103	2	壮丁「トラホーム」予防規定	【史料15】
74	2/11	109	5	大河原町大幻灯会	
75	3/1	111	3	刈田郡医師会	
76			3	トラホーム検診日割	【表4】
77	4/21	116	3	猛烈なる発疹瘰扶斯 隣県に襲ひ来る	

備考：明治45(1912)年7月30日に改元し、大正元年となる

3. 白石町の衛生環境と医療施設

まず、『実業』で当時の衛生環境について書かれた記事のなかから、人々の生活や衛生観念について特徴的なものを 2 点紹介したい。

【史料 1】 No.29：明治 45 年 7 月 21 日(第 53 号・1 面)

夏季の衛生

年々梅雨季より土用立秋の季に於て、全国を通じ赤痢病の発生する数甚だ尠なしとせず、然も此野蛮なる流行病の爲めに貴重なる生命と、費すところの不生産的費額に至りては実に莫大なるものあるべし、^{おに}豈寒心せざる可けんや、今や學術日に月に進歩発達し特に医学界に於て其然るを觀る、更に公衆衛生上に於ける諸般の設備に至りては中央に衛生局あり県に郡に將た町村に法律の命令する処に従ひ殆んど間然するところなく山村僻邑も其町村の状態に^は応じ着々完きを期するもの、如し、一般衛生の上より見て以て^{まこと}寔に慶ぶべき現象なりとす、翻て個人衛生に至りては残念ながら一部上流者を除くの外は衛生智識の全く零なるを見るは吾人の恒に遺憾とするところなり、之れ国民智識の幼稚なると衛生思想涵養の欠如たるに基因せずんばならず、然も彼等疾病者は比較的下層の人に多数を占め其死亡数に於ても之れ等のものに多きは瞭に統計率の立証するところなりとす、されば此種の人々に対し個人衛生の忽諸に附しべからざることと衛生思想の涵養を普及せしむるを以て最大急務なりと信ず、然らざれば如何に公衆衛生の設備完全に進歩発達をなしたりと云ふと雖^{いよ}とも其功果の尠なきは知るべきなり、百の法律あるも一の実行に如かず、即ち公衆衛生と個人衛生と両々相俟て始めて完全なる国家衛生の進歩発達と云ふべきなり、昨今我が東北に於ける気候は稍々^や陰鬱にして湿潤の時炎熱將に來たらんとす、^{しかのみならず}加之米価の昂騰は粗食を採らざる可からざるの境遇にあり、營養の不良は此の恐る可き野蛮の黴菌の伝搬するなきかを憂ふ豈警戒せざるべけんや。

我が白石町も不幸にして四年前より此の恐る可き黴菌の潜伏するところとなり、年々歳々尠なからざる人命と財産とを失ひつゝあるは洵に遺憾の事に属す、本年も亦目下八名の患者を收容せりと聞く、今にして之れが撲滅の策を講ずるに^{すくなからざ}らずんば不尠な人命と財産とを奪はるゝに至るなきか誠に寒心に耐えざるなり、当局は大に觀る処ありて近く大々活動を開始せらるゝは頗る機宜に^{いささ}適したる処置にして聊か吾人の意を強ふするに足る、然れども前述の如き個人衛生にして不注意なれば折角の活動も無効に^{おわ}畢らんことを恐る、されば我が町民たるもの各人其子弟を戒め衣食住の三者に大なる注意を払ひ以て個人の生命と財産とを保護せざべからざること^やを痛切に勧告して已まざる所以なり。

【史料 2】 No.68：大正 2 年 11 月 21 日(第 101 号・3 面)

白石町と用水『上』 白中教諭 加藤鐵次郎

(前略) 白石町の水利の便なることは県下に余り其比を見ないこと、思ふ、縦横の溝渠には

淙々として尽きぬ清流が昼夜を分たず流通して幾多の恩恵を与へて居る、之を仙台九万の人口を有しながら未だ上地下水に就て少からず苦慮し居るに比すれば実に霄壤の差で同地の人が当地に来る度に羨艶の声を發するは敢て一場の御世辞計りではない、用水は実に白石町の生命と云ふても差支へないと思ふ、住民日常の使用に供せらるゝは勿論製粉、製米、製麵、製材、製糸等諸種の製造工業の動力原となり或は万一時に於ける火防の味方となり又田地の灌漑、養魚に供せらるゝ等一々挙げ来れば其の恩恵の大なる実に想像の外であらうと思ふ、尚も工夫を廻らしたならば今日の状態より以上に殖産の上に利用の道もあらんと考へられる、斯様に一方には甚大の恩恵を我々に与ふると同時に又一方より観察したならば又害の其間に伴ふものなることを忘れてはならぬ、殊に衛生の上より見て甚だ寒心すべきものがある、年々夏期になると、用水使用に就て其筋より懇到なる注意ありて衛生思想の普及に力を尽し居らるゝも容易に漫用の癖を矯正することは困難である、一方に食物、食器を洗淨するを見れば、一方には汚物の排除を行ふを見る、甚しきは飲食物販売者がこの水にて品物を製作するを見受けることもあつて実に寒心に耐へぬ次第である、此等は一般人士が井水を汲み上げる労を厭ふこと、年来の習慣とによるとは云へ一面衛生上の思想が充分脳底に滲み込まぬ結果もあらんかと思はれる、清潔、不潔はさて置き、もしも此間に伝染性の病原でもあつたとすれば、其害の波及することはたゞに一人一戸の不幸のみに止まらぬこと、思ふ、東京辺の水道の如く貯水池に於て水中微生物の検査を行ひ鉄管によりて各戸に配布するのとは大いに趣が異り、遠く田野の間を只開鑿せられたる溝渠を流し来る間には諸種の汚物の混入せむとも限らず、又余り美しくないことながら農家の使用する糞便の類も雨水其他の作用により多少混入せぬとは保証の出来ぬ事実である(後略)

【史料 1】の記事では赤痢が流行する夏季の対策に努めるよう説かれている。そのなかで、公衆衛生については医学の発達や法令整備など進歩がみられるものの、個人衛生については「一部上流者を除くの外(ほか)は衛生智識(知識)の全く零(ゼロ)」であると書かれている。また、その両方(公衆・個人)が伴ってこそ「国家衛生の進歩発達」につながるといふ。補足すると、当時の衛生政策は個々人の健康や快適な生活を実現するためというよりも、欧米諸国と並ぶ文明国家の建設を目的とした国家事業であった[小野 1997]。つまり、政策を推進する立場からすると、町民の健康は国家の進歩発達のために重要であった。

【史料 2】で筆者の加藤鐵次郎氏は、白石町が水に恵まれた地域であり日常生活から諸産業まで広くその恩恵を受けている一方、汚物の処理も同じ河川で行われているため衛生面が危惧されることを述べている。また、記事の続きにあたる No. 72 では、糞便の処置を例にあげて、「寄生虫病及消化器伝染病の蔓延する根源となる」河川の利用方法に注意を促している。当時は上下水道の整備がほとんどなされておらず、河川やそこから田畑へ引かれた水が、伝染病の感染経路となり得たことは十分考えられる。これ以前、伝染病予防に関する法令でも水回りを清潔にするよう説かれており(注 4)、河川の利用方法については数十年来指摘されていたが、当地では町民の「漫

用の癖]、「年来の習慣」により改善に至っていないことがわかる。また、当時の「伝染病予防法」(注5)には、必要があれば地方長官の権限で上下水や溝渠などの新設・改変・廃止ができるとされている[大蔵省印刷局(編)1897:2コマ]。参考として『実業』には、後述する赤痢のために河川が使用禁止となった事例が1件みられた。

当時の医療施設についてみると、白石町で最大規模の病院は現在の「公立刈田総合病院」の前身、「公立刈田病院」であった。この病院は明治15(1882)年3月に「宮城県立宮城病院(現在の東北大学病院)白石分院」として始まり、約2年半後に廃業となるも、明治18年に建物と設備を継いで「公立刈田病院」として開業している[宮城県史編纂委員会1987:480-492ほか]。本院は白石町内だけでなく、近隣の刈田郡一帯からの患者も多かった[公立刈田病院史編纂委員会1957]。『実業』では、大正2年度の予算収支や患者数が公表されている(No.47)。また、日曜学校の生徒数十名が入院患者を見舞った記事(No.66)などもあり、院内の様子を知ることができる。

明治41(1908)年に発行された『刈田の実業』には、当院以外に亙理^{すきむ}晋氏が白石町字亙理町に開業した松窓病院、水野泰治氏が白石町外北小路に開業した水野医院、そのほか内科・産科・眼科など5軒の著名な病院が記されている[安部・後藤1908:18]。『実業』ではこの2名の医師がたびたび登場する。亙理医師は刈田郡医師会長、宮城県議会議員や同議長を務め、医療分野に留まらず白石町の発展に大きく貢献した人物である[県医師会史編纂委員1972ほか]。水野医師について記されたものは多くないが、書籍によって「眼科」医師[安部・後藤1908:18]や、「全科開業」医師[公立刈田病院史編纂委員会1957:610]とある。そのほかに赤痢などの伝染病患者を収容する隔離病舎(隔離舎、避病院)も存在していたが、これらは後述する赤痢の項目で取り上げたい。

なお、赤痢とトラホーム以外の伝染病については、明治43年度に腸チフス24名(うち3名死亡)、ジフテリア23名(うち3名死亡)、猩紅熱1名、クループ6名(うち1名死亡)、明治44年度に腸チフス2名、パラチフス2名、ジフテリア6名、猩紅熱2名、クループ2名(うち1名死亡)の感染者がいた(No.10)。また、壮丁検診(徴兵検査を控える男性を対象とした身体検診)ではトラホームと合わせて花柳病(性感染症)の検査も行われているが、感染者は明治45(大正元)年度に1名(No.49)のみであった。そのほか、口内衛生の連載(No.18ほか)、衛生料理の連載(No.35ほか)、刈田郡における種痘の実施(No.53)、流行性感胃(インフルエンザ)と麻疹の注意喚起(No.70)、隣県の発疹チフス流行(No.77)について記事がある。

4. 赤痢について

4.1 白石町の状況

『実業』の衛生関連記事で、とくに多いのが赤痢に関するものである。赤痢は赤痢菌による経口感染症で、感染すると2~5日の潜伏期ののち、高熱、便に血液や膿が混じる下痢、しぶり腹(便意があるのに便がしぶる)などの症状が現れる[小学館・家庭医学館編集委員会(編)1999:2076-2077]。明治時代前期に流行したコレラなど比べて死亡率は高くないが、回復まで数週間の隔

離治療が必要となり、治療費が高み、またその間労働者が欠けることで生産力が落ちるなど、経済的負担の大きい病でもあった[馬場 2006 ほか]。

明治 30 年以降の宮城県をみると、明治 31～35 年の 5 ヶ年、大飢饉となった明治 38 年に流行し、特に被害が大きかった明治 32 年には 4,000 人近くの患者を出している[宮城県医師会 1975：619-645]。明治 40 年代では 41, 44, 45 年にそれぞれ患者数が 500 名を超えたが、大正時代に入ると、大正 5(1916)年の 1,678 名を例外としてその数は激減した[宮城県医師会 1975：646-647]。

先にあげた【史料 1】のなかで、白石町の赤痢について「四年前より此の恐る可き黴菌の潜伏するところとなり」という記載があった。同じく明治 45(大正元)年の「隔離病舎視察記」(No. 36。【史料 7】として掲載)に「(明治)四十二年外国帰りの某が特殊の赤痢菌を播種されて以来丁度四箇年継続的に発生」とあり、同じ出来事について述べていると考えられる。『白石市史』には「(明治)43 年に白石町・白川村に伝染病が流行」とあり、上記 2 つの記事からこの「伝染病」が赤痢である可能性がある[白石市史編さん委員 1979：475]。

また、「隔離病舎視察記」(No. 36)には、明治 42 年から 45 年 8 月 16 日までの白石町の赤痢患者数を示した表があり、それをもとに作成したのが【表 2】である。

【表 2】 白石町内の赤痢患者数

		明治 42 年度	明治 43 年度	明治 44 年度	明治 45 (大正元)年度
全治患者	男性	11	12	27	7
	女性	13	10	15	7
	計	24	22	42	14
死亡患者	男性	5	2	2	2
	女性	4	1	4	0
	計	9	3	6	2
患者数計	男性	16	14	29	21
	女性	17	11	19	14
	計	33	25	48	35
死亡率		27.3%	12.0%	12.5%	5.7%

※明治 45(大正元)年度は 8 月 16 日時点で男性 12 名、女性 7 名、計 19 名が治療中

この記事の約半月後、8 月 27 日には白石町内の患者数が述べ 50 名、刈田郡全体で 93 名(No. 37)、12 月には白石町だけで 90 余名となった(No. 44)。前述した宮城県全体で患者が多かった明治 44、45 年度は白石町でも前年度までに比べその数が多いことが分かる。

白石町内や近隣で感染者が出ると、『実業』でも報道されていた。【表 1】をもとに赤痢感染者の発生や経過に関する記事をまとめたものが【表 3】である。

【表 3】『白石実業新報』で報じられた赤痢感染者について

No.	刊行日	号数	頁	記事タイトル	内容	
9	明治 44 年	8/1	19	3	赤痢患者発生 白石町の男性(4 歳)死亡。 白石町の男性(30 歳)、息子(3 歳)が 7 月 24 日隔離病舎へ入院。その後男性の母(61 歳)も入院。	
10		9/1	22	3	雑報(恐るべきは悪疫) 白石町中益岡の男性(23 歳)が 8 月 26 日に隔離病舎へ入院。 ※住居側を流れる川が 1 週間使用禁止となる 小原村の男性(31 歳)が 8 月 23 日に感染。 福岡村の女性(36 歳)が 8 月 27 日に感染。 白石町裏町の女性(63 歳)が 8 月 27 日に感染。	
11		9/11	23	3	赤痢患者続発 白石町寿町の女性(12 歳)、寿町の男性(29 歳)、清水小路の男性(2 歳)、本郷の女性(24 歳)、本町の女性(27 歳)、新町の女性(2 歳)、新町の男性(32 歳)が隔離病舎へ入院。 ※何れも日付不明	
12		9/21	24	3	雑報(白石町の不生産的費用 一日二十円余) 上記、本郷の女性(24 歳)が 9 月 10 日死亡。 男性 1 名(? 歳)が 9 月 9 日に隔離病舎へ入院。	
13		10/1	25	3	雑報(赤痢患者の死亡、一家十人の赤痢) 白石町中町の男性(? 歳)が 9 月 27 日隔離病舎へ入院、翌 28 日死亡。 小原村にて一家 10 人が感染。※日付不明	
14		10/11	26	3	雑報(赤痢の猖獗) 隔離病舎に 15 名の患者が入院中。	
25		明治 45 (大正 元)年	7/1	51	3	赤痢患者 白石町白石の男性(11 歳)が 6 月 22 日、男性の弟(9 歳)が 6 月 23 日に隔離病舎へ入院。
27			7/11	52	3	赤痢続発 白石町白石の男性(51 歳)が 7 月 4 日、長町の女性(5 歳)が 7 月 5 日、清水小路の子供(4 歳)が 7 月 5 日に隔離病舎へ入院。
32			7/21	53	2	白石町の伝染病予防励行 隔離病舎に 8 名の患者が入院中。
34			8/1	54	5	福岡村に赤痢続発 福岡村に 9 名の赤痢患者発生。
36			8/21	56	4	隔離病舎視察記 8 月 14 日時点、隔離病舎の事務室に「初発以来 30 名、全治・退院 13 名、死亡 2 名、現在患者 15 名」の掲示あり(16 日には 35 名【表 2】となる)。
37			9/1	57	3	赤痢益々猖獗 8 月 27 日時点、刈田郡全体で患者数が述べ 93 名、白石町だけでも 50 名。
39			9/11	58	3	一家四名の赤痢隠蔽 福岡村の男性が妻(42 歳)、次男(19 歳)、三女(13 歳)、雇人男性(35 歳)の赤痢発病を隠蔽。伝染病予防法違反として処罰される。
44			12/21	68	4	白石町の臨時町会 白石町で「6 月中旬より 11 月下旬に渡り 90 余名の患者を出したる」という記載あり。

明治 44(1911)年 8 月 26 日に白石町中益岡の男性が入院した際、彼の住居が河川に近いので、その川が 1 週間使用禁止になっている。当時広く生活に利用されていた河川が、伝染病の感染経路と成り得たことは前述した通りである。また、「伝染病予防法」により感染者が発生した場合は届けを出し、予防上必要とされた場合に隔離病舎へ入院となるが[大蔵省印刷局(編)1897:1 コマ]、表 3 では患者を隠蔽して処罰された事例が 1 件みられる。赤痢の隠蔽は「全国的に共通」して行われ[宮城県医師会 1975:616]、患者の重篤化や感染拡大の要因にもなっていた。隠蔽の理由として、隔離病舎に対する不信感や、感染の露頭により地域社会から忌避されることへの恐れ

などがあげられる[宮城県医師会 1975：632,641 ほか]。患者の家族や、時には診察した医師が隠蔽に手を貸すこともあった[宮城県医師会 1975：642]。

4.2 赤痢の経済的負担

次に、赤痢対応にかかる費用から経済面への影響についてみていきたい。【史料3】は明治44年9月に隔離病舎の運営について書かれた記事である。同年の東京市場における精米1石(≒142.25キログラム)の値段が18円40銭8厘であるから[森永2008：28]、その負担がどれ程のものであったのか、おおよそ知ることができる。また、翌年12月に出された記事(史料4)では、明治45(大正元)年度の伝染病予防費について書かれている。そこから、赤痢患者の増加に伴い町費の追加徴収が行われたことがわかる。いずれも「不生産的」費用を負担するのは町民であるため、町民各自が予防に努めるよう説かれている。

【史料3】 No.12：明治44年9月21日(第24号・3面)

雑報 白石町の不生産的費用 一日二十円余

(前略)記者は現在収容患者十名が一日の費用何程を要するかを尋ね計算して見た結果

金十一円(主任医手当、事務員・看護婦・小使・消毒夫日当、及食費、薬品、卵、牛乳代)
金九円三十四銭(生石灰、石炭酸、石油、綿、紙、血清液、油紙、洒木綿、薪炭、片栗粉、砂糖、味噌、醤油、副食物代)

合計金二十円三十四銭位で又一名の新患者発生すると五円乃至六円を要するそうだ、之れが日に日を次ぎ、一名は二名と増し遂に一千二千の不生産的金円は皆んな町費となり町民各自の負担となるのだ、何んと驚くではないか、だから例令当局者は熱心予防督励はするもの、各自の衛生に専ら注意して欲しい。

【史料4】 No.44：大正元年12月21日(第68号・4面)

白石町の臨時町会

六月中旬より十一月下旬に涉り九十余名の赤痢患者を出したる白石町は、去る十八日午後臨時町会を開き伝染病予防費を討議し承認を与へたるか、その総額四千八百八十五円五十銭内千二百七十九円五十銭は伝染病予防費として曩に一般町費にて徴収したるものなれば、今回追加徴収さるべき残額は三千六百〇六円にして一戸当り一円九十八銭、即ち県税一円に対し六十六銭つづに当る割合なるが如斯年々尠なからざる不生産的の費額を負担する町民は各自衛生を重し該病を発生せしめざる様注意肝要なりとす

こうした状況にあつて、有志家による寄付は貴重な財源となった。「富豪特志家」や互理医師が予防注射の費用や衣料品を寄付した記事があるのでここで紹介したい。なお、数十点の木綿反物と金銭を寄付した渡邊佐吉氏は、渡邊酒造部(現在の蔵王酒造株式会社)の創業者であり、白石商

業銀行頭取や白石商業組合委員長を務めた実業家である。

【史料 5】 No.37：大正元年 9 月 1 日(第 57 号・3 面)

赤痢益々猖獗

(前略)去る廿四日臨時町会を開き撲滅策につき議するところありしが、議員朝倉秀雄氏の発議により、該病発生附近の者に対し健康診断をなすと同時に赤痢病予防液の注射を断行することとなり、其の費用は富豪特志家の寄附に俟つことに決定したりしが、主治医亘理氏も臨席報告するところによれば患者中には貧困にして着替の単衣もなく洗濯に困じあるの惨状目も当てられず、氏自身に有志家を訪へ数十枚の着物を貰ひ受け之れを貧困患者に配付されたることを陳述されしかば、富豪渡邊佐吉氏は直に数十点の木綿反物に金若干を添へて寄贈されたるは感謝するところなり、尚町会は如何なる方法を探るも全力を挙げて撲滅を講ずべきことに決定し散会されたり翌廿五日には郡役所警察署町役場の連合協議会を白石町役場会議室に開かる、参会者は向田郡長、和泉主席郡書記、小林郡書記及び田中警察署長、水野町長、鈴木、朝倉、紺野の三衛生委員、水野町医、亘理主治医等にて種々協議するところありしか、此際大々の活動を開始し撲滅を期することとなり散会せり、猶決議の要領中には各区各町に衛生幻灯又は講話会を開き衛生思想の涵養に努むることとなり、因に此種の協議会は隔日に開き互に心附たることを議題として協議する由なり

4.3 隔離病舎

白石町の隔離病舎は、宮城県でコレラが大流行した明治 15(1882)年の 9 月に建設され、亘理医師がその担当医に任命された[県医師会史編纂委員 1972：8 ほか]。その後に移転について書かれたものがなく、コレラ終息後も引き続きこの病院が使用されていたと考えられる。隔離病舎の様子について 2 点記事があるので、少々長くなるが紹介したい。

【史料 6】 No.7：明治 44 年 6 月 21 日(第 15 号・2 面)

模範的隔離病舎建築の計画

白石は昨年一昨年共に赤痢患者を出したるは真に遺憾のことなりとして、爾来当局者は熱心に之れが予防法に就き攻究中なるが、殊に昨年は相当資産家に迄で伝播したる為め在来の病舎にては狭隘且つ是等患者取扱上不便尠なからざりしかば、担当医たりし亘理晋氏は大に見る処あり、衛生事業の發達せし今日在来の病舎にては不完全にして到底病毒の蔓延を充分防止する能はず、且つ平素下層の生活に親しめる患者には治療上将亦患者自身にしても差して不都合を感じざるべしと雖、比較的上流患者をして斯かる病舎に収容するは恰かも清流に住む香魚を泥田に投ずるが如くにして、却つて病勢を危からしむるものとなし熱心に模範的病舎の建築を唱道せらるゝ所なるが、町内有志家も大に賛同し居るを以て近き将来に於て必ず現実せらるゝならんと

【史料 7】 No. 36：大正元年 8 月 21 日(第 56 号・4 面)

隔離病舎視察記 一記者

赤痢病なる野蛮的の悪疫が年々尠なからざる生命と財産とを奪いつゝあるは瞭かなる事実であるが、衛生機関の備れる今の世に恁んな忌はしき病気がどうして流行するのであるか門外漢にはトンと見当が付かぬ、いや実際貴重な生命を失ひ恁んな不生産的に費す町村費は甚だ尠なからざるので弱つて居る、我が白石町も不幸にして四十二年外国帰りの某が特種の赤痢菌を播種されて以来丁度四個年継続的に発生するのであるが、今年も六月下旬より始めて初発以来今日迄尠なからざる患者を出し随て之れに要する経費も尠少ではない、実に馬鹿々々敷次第である、これを他の教育とか産業とか云ふ積極的の方面に費したならば大なる利益を獲得するに相違ない、去りとて好んで恁んな病気に罹るものもあるまいが、何んとか各々気を附けたなら何時も云ふ個人衛生を重んずたならば、苦んだり心配したり金を使つたりすることもあるまいと思ふ、是非各自に注意して貰ひたい(中略)

去る十四日の朝であつた当該主任医たる亘理氏を訪問すると、いや実に困つたものぢや、之れ迄は比較的下層民に多かつたが、今度は中流以上に蔓延し来つたので容易なことではない、恁ふ患者が殖いて来ては病室が狭隘を告げそれに中流以上の患者には適して居ないから急造病室でも造るより外はあるまいが、兎に角君實際を視察して呉れ給ひ後刻衛生委員とも相談を為る積りであるとのこと、実は記者も余り見度もないが一町の為めとあれば辞する訳にもいかず視察を約して帰つた、馳て十一時と云ふに水野町医、朝倉衛生委員と同行して隔離舎へと趣いた、すると先着に水野町長、本木助役、亘理主治医とが既に各病室を視察し主治医は一々患者を廻診して居つた、事務室の黒板には初発以来三十名、全治退院十三名、死亡二名、現在患者十五名と記されてあつた、(中略)馳て主治医は一通り診察を終り消毒をして事務室へと来り鳩首凝議する所あり、爰に臨時会議が開かれた其の顔触れは水野町長、本木助役、亘理主治医、水野町医と町会より選出された衛生委員朝倉、紺野、鈴惣の三氏で記者は傍聴者と云ふ格であつた、先づ亘理氏は開口一番、恁ふ患者が殖いては此の病室では間に合はん、殊に是れ迄は比較的下層民であつたが今朝収容した患者の如きは慥かに白石町の中流以上の人々で自費で附添看護婦を使用する程であるから、平素の生活常態より推しも此の病室では慰安を与ふることも出来ず、一面町の義務負担の上より見ても下層民と同一室にては済む訳のものではない、さりとて俄かに高等病室を造営することも出来ないのであるから、さし当り事務室を別に急造し此の事務室を開放して中流以上の患者に提供したいとの発議であつた、元より此合理の発議に異議のある筈もないので直ちに可決確定議となつた、直ちに工事に着手することとなつて散会したが鈴惣氏と記者とが残り更に亘理氏の案内で病室を視察した、一室に二人宛収容されてあるが中には親子三人一室に、ゴロゴロして居るものもある、老人あり妙齡の婦人あり小児ありで稍全快に近い居るのは布団の上に端座して蒼白の顔色に凹だ目付は一見地獄より日帰りとも云ふべく別室には眩々唸つて居るものもある、実に其悲惨の光景は想像以外であつて到底形容も出来ない程である、発病の初期に於て収容したのは

全快も速であるが、隠蔽して居て止を得ず入院したものは経過不良であるとの説明であった、(中略)聞けば県より五千円の補助も出来るとのこと、何か故に遅疑して決せざる誠に怪訝に堪えず希くは町内有志の士一日も速かに亘理氏の理想を現実せしめよ、上流者必ずしも該病に犯さるゝなきを保すべからず、諸君が聽て此の巨命を同うす可き事あるを思はゞ洵に寒心に堪えざるなり、終りに事務員並に看護婦諸氏の労苦を感謝す

【史料 6】では、「比較的上流患者」の入院に適した「模範的隔離病舎」の建設の必要性が熱心に説かれており、有志家たちも資金拠出に前向きのものである。しかし、実現されることなく迎えた翌年は、前述の通りさらに患者が増加する。

大正元年 8 月 21 日の記事である【史料 7】から、患者の増加に伴い収容場所が間に合わず、2 人用の病室に親子 3 人が居る様子などがわかる。この記事でも「中流以上」と「下層民」の暮らしぶりの差がみえる。たとえば自費で付添い看護婦を雇える者にとって、隔離病舎はかえって病状を悪化させる環境であるとして、そのために今度は「高等病室」の建設が求められている。衛生関連の記事に限らず、『実業』の寄稿者には「中流以上」の実業家が多く、上記 2 件の記事もそうした立場から書かれたものと推測できよう。

4.4 予防の徹底

すでに述べたように赤痢は経済的負担が大きい、つまり町の財政圧迫や産業衰退に直結する問題であった。とくに『実業』は経済や商工業に携わる者に向けているためか、赤痢に関する記事全般において、住民の生命のみならず経済面を憂慮する記述が多くみられる。そのなかで繰り返されているのが町民各自による予防である。ここでは、その予防に関する記事をみていきたい。

まず伝染病全般に関して定期的、臨時的に「清潔法」が実施されていた(No. 1、No. 17、No. 50、No. 63)。地区ごとに日程が定められ、家屋や周辺の掃除、ゴミの処理などが徹底された。そして、毎年赤痢が流行しやすい夏季になると衛生に関する注意喚起が載せられていた(No. 8、No. 29、No. 60)。例として、具体的な注意事項をあげている No. 8 を掲出したい。

【史料 8】 No. 8 : 明治 44 年 7 月 1 日(第 16 号・2 面)

夏季の衛生に就て

時下、氣候湿潤炎熱日々に加はらんとするの時陰雨常なし、此不順の季候は凡ての伝染病毒萌発の動機となる者なるより深く注意を要すべきは勿論なり、当町は一昨年以來赤痢病流行し、一昨年は初発以來患者三十二人内死亡九人、昨年は初発以來患者二十五人内死亡三人に及べるは其惨害実に酸鼻に堪へざるのみならず、之れが為産業に經濟上に及ぼしたる損害実に数千百円の巨額に達したり、是等は畢竟各個人が病毒の恐るべきを知らずして、或は予防消毒を忽諸にし、或は流説に惑ふて隠蔽をなすに因らずんばあらず、故に各個人は其病候の輕重を問はず直ちに医療を受け左記の各項に注意を得たきものなりと。

- 一、生水を決して飲む可らず煮沸水を用ゐる事
- 一、食物は煮焼したるものならざれば食ふ可らず、煮焼したるものなりとも冷えたる者は再熱して食ふべし
- 一、未熟の果物は食ふべからず、熱したりとも多食すべからず
- 一、身体を屢しばしば沐浴して汗垢を去る事
- 一、衣服は屢洗濯して汚穢を去る事
- 一、該病の始めは小兒並に大人にても胃腸の弱きものは浸され易き者なれば平素摂生に注意を要す
- 一、寝冷えざる様腹巻又は布片にて腹部を纏包する事
- 一、妄に水泳をなさざる事
- 一、廁圍は殊に注意して踏板糞池共に掃除し糞池の周囲は石灰末又は乾砂を平布する事
- 一、水製食品、例ば氷水、冷麵、水団子、ところてん、水漬飯及生冷食品、なます膾、さしみ、水かひ、酢貝の類は可成食はざること
- 一、餅団子赤飯杯の消化不良の食物を食はざること
- 一、性効不明の民間薬、又は売薬或は祈祷禁厭を偏信し患者を危殆に陥らしめざること

記事では、食物は火を通してから食す、身体や衣服を清潔にするなど、個人が日常生活で実施可能な予防策があげられている。とくに生水や水製食品の摂取に注意するよう説かれているのは、水が伝染病の感染経路となり得たからである。しかし既出の通り、多くの町民は食器などの洗浄と汚物の処理を同じ河川で行っていた。また、効力のわからない薬や祈祷に頼らぬよう説かれており、実際にそうしたものの受容があったことも推測できる。

予防の実務はおもに衛生委員や衛生組合が行っていた。衛生委員は町会議員から選出され、たとえば【史料 5】、【史料 7】に朝倉秀雄、紺野常二、鈴木惣四郎(鈴木惣)の 3 氏の名前がみえる。衛生組合は明治 20 年頃より各地で結成された地域住民主体の民間組織であり[宮城県医師会 1975 : 430]、「伝染病予防法」制定以降は市町村からの補助も受けながら運用されていた[大蔵省印刷局(編)1897 : 2 コマ]。『実業』では明治 44 年 10 月、白石町寿町地区において当年の赤痢患者が未発生であったため、「(衛生)組合員の活動其の効を奏したるもの」と称賛され、記念の自治慰労会には同区衛生組合長が正賓として招待されている(No. 16)。

衛生委員と衛生組合の活動について記事があるので、次に紹介したい。

【史料 9】 No. 32 : 明治 45 年 7 月 21 日(第 53 号・2 面)

白石町の伝染病予防励行

白石町は三四年前より毎年夏季に際し赤痢病発生し不すくなからず少費用を要することゝて、之れが予防方に就ては当局者も大に苦慮するところありて、本年も亦目下八名の患者を收容したることなれば、かくては町経済の上に至大の影響を被るべしとて之れが撲滅に全力を傾注するこ

と、し、去る十一日町会を開き左の事項を協定せり

- 一、町会議員より選出の衛生委員は全町を三部に分ち、一週間少なくとも一回以上交互貧民住宅を主とし其他一般を検病的視察すること
- 二、衛生組合役員は其区域内、毎日検病的戸毎視察すること
- 三、前二項の実行監督として警官二名、町役場吏員三名、毎日巡邏すること
- 四、衛生組合役員会を開き予防上に関し毎戸に実行せしむべき手段方法を協定す、必ず格守せしむること、本項協賛会には郡長及警察署長立会すべし
- 五、全町を数ヶ所の便宜に区分し衛生講話会を開き毎戸に衛生思想を喚起すること本項講師に警官、郡吏員、町吏員、衛生組合役員、及医師を以て義務的従事せしむること
- 六、天候回復次第、貧民住宅の大清潔法を嚴重施行すること
本項清潔法には警官、及衛生委員必ず監督すること
- 七、一般の臨時清潔法は赤痢病流行の状況により定むること
- 八、便宜の処数ヶ所に衛生幻灯会を開催して町民の衛生志想を滋養すること

(中略)

- 一、衛生委員、町吏員、及衛生組合役員は特に此際左記の事項を毎戸に注意し格守せしむること
 - イ、患者を隠匿せざること
 - ロ、流水に於て飲食物は洗淨させること
 - ハ、不熟及腐敗の果物を食せざること
 - ニ、飲食物には覆蓋を用へ且蠅を駆除するに努めしむること
 - ホ、病気の疑あるときは速かに医師の診療を受けしむること
 - ヘ、居宅の内外を清潔にすること
 - ト、町内を流るゝ溝川には汚物其他の不潔を洗淨又は放棄せざること

上記の通り、衛生委員及び衛生組合役員は各担当地域の視察や、「衛生幻灯会」を開催するなどして、住民に衛生の普及を行っていた。とくに注意すべき事として、流水で飲食物を洗淨しないこと、町内を流れる溝川にて不潔な物の洗淨や放棄をしないことがあげられている点は興味深い。町民の河川の利用状況(史料2)や、それに対して注意が促されていることは既出の通りである。視察の頻度についてみると、衛生委員は1週間に1回以上、衛生組合役員に至っては毎日行うこととされ、更に警官2名と役場職員3名が「実行監督」として毎日巡邏していた。条文からは、視察担当者と町民の双方にとって、時間的及び精神的な負担があったことも推測される。

5. トラホームについて

5.1 白石町の状況

赤痢に次いで多くみられるのが、トラホーム(トラコーマ)の記事である。これは病原体クラミ

ジア・トラコマチスによる眼の感染症で、結膜炎、充血、目やになどの症状があり、悪化すれば失明に至る場合もあった[小学館・家庭医学館編集委員会(編)1999：1088-1089]。日本では、明治時代に義務教育が始まると学校から一気に感染が拡大し、戦後の高度経済成長期を迎えるまで最も罹患者の多い眼病であった[酒井 2002：139-140]。

白石町では明治 41(1908)年に「白石町トラホーム検診所」が開設されて以降、たびたびトラホーム検診が実施されていた。『実業』に掲載された検診日程を一覧にしたものが【表 4】である。なお、トラホームは「学校伝染病」に指定され、学童の検診や治療は各学校の校医が行っていた[三井 2001：117-118]。そのため、本紙に公表された日程とは別に対応されていた可能性がある。

【表 4】 『白石実業新報』トラホーム検診日程表

掲載号 (発行日)	実施日	実施地区	備考	掲載号 (発行日)	実施日	実施地区	備考										
【No. 3】 7号 (明治44 4/11)	4/4	鷹巣	午後1時から3時 まで	【No. 42】 62号 (大正元 10/21)	10/22	鷹巣											
	4/5	郡山			10/23	郡山											
	4/6	本郷			10/24	本郷											
	4/7	柳町			10/25	裏町											
	4/8	田町、南小路			10/26	寿町											
	4/10	本町			10/28	柳町北通											
	4/11	々			10/29	新柳町											
	4/12	々			10/30	南小路											
	4/13	中町			10/31	田町											
	4/14	長町			11/2	本町東側											
	4/15	々			11/4	本町西側											
	4/17	裏町、寿町			11/5	中町											
	4/18	亘理町			11/6	長町東側											
	4/19	短ヶ町			11/7	長町西側											
	4/20	新町			11/8	亘理町											
	4/21	々			11/9	短ヶ町											
	4/22	西益岡			11/11	新町北側											
4/24	中益岡	11/12	新町南側														
4/25	東益岡	11/13	西益岡														
【No. 10】 22号 (明治44 9/1)	9/1	田町、南小路		【No. 57】 84号 (大正2 6/1)	6/18	白石町の旅人宿 営業者18軒、 料理・飲食業者 16軒、貸座敷 営業者4軒、理 髪業者12軒 の家族・雇人な ど総数約百余人	白石警察署にて実 施。成績「良好」(重 患2名、軽患24名、 疑似症患者3名)										
	9/2	柳町															
	9/4	本町(東側全部)															
	9/5	本町(西側全部)															
	9/6	裏町、寿町															
	9/7	中町、長町															
	9/8	東益岡、中益岡															
	9/9	西益岡															
	9/11	短ヶ町、亘理町															
	9/12	本郷															
【No. 22, 24】 50号 (明治45 6/21)			場所：白石町第二 小学校内「臨時福島 徴募所」白石町の受 験者67人中58人 が罹患	【No. 61】 90号 (大正2 8/1)	7/31	大正2年度壮丁 トラホーム検診	トラホーム検診治 療所にて実施										
								9/13	郡山								
								9/14	鷹巣								
								【No. 64】 91号 (大正2 8/11)	6/11 ～ 6/13	明治45(大正元) 年度壮丁トラ ホーム検診	「(前年度の)壮丁者 百名に対する同病患 者九十余名の甚だし き不良の成績」。治 療督励の結果、大正 2年6月の徴兵検査 では100名に対し患 者42人に減少	【No. 76】 111号 (大正3 3/1)	3/4	営業者全部	大正3年第1期 午後1時から3時 まで		
																3/5	田町、南小路
																3/6	本町東側
																3/7	本町西側
																3/9	中町
3/10	長町																
3/11	亘理町、短ヶ町																
3/12	新町																
3/13	西益岡、中益岡																
3/14	東益岡																
3/16	裏町、寿町																
3/17	柳町																
3/18	本郷																
3/19	郡山																
3/20	鷹巣																

日程のほかに診察結果が公表されることもあった。【表5】は明治44年5月11日発行の第10号(No.5)に掲載された「白石町トラホーム検診所四十三年度四十四年度成績比較対照表」をまとめたもので、感染者は兩年とも白石町全体で受診者の2割程であった。

【表5】 白石町トラホーム検診所 明治43・44年度成績比較対照表

		南 小路 ○	田 町 △	本 町 △	中 町 △	長 町 ○	亘 理 町 ○	短 ヶ 町 ○	新 町 △	西 益 岡 ○	中 益 岡 △	東 益 岡 △	裏 町 △	寿 町 △	柳 町 ○	本 郷 ○	郡 山 ○	鷹 巣 △	計
明 治 43 年 度	診察数	109	171	685	304	328	328	291	289	192	106	343	172	174	409	141	115	127	4284
	患者数	20	54	192	54	64	56	56	64	18	24	76	46	36	88	48	40	42	978
	感染率	18%	32%	28%	18%	20%	17%	19%	22%	9%	23%	22%	27%	21%	22%	34%	35%	33%	23%
明 治 44 年 度	診察数	115	164	691	322	318	334	277	292	194	107	352	168	179	427	138	125	116	4319
	患者数	32	38	102	30	94	58	59	44	22	10	52	26	28	110	52	64	36	857
	感染率	28%	23%	15%	9%	30%	17%	21%	15%	11%	9%	15%	15%	16%	26%	38%	51%	31%	20%

備考：○印は前年と比較して増、△は減

壮丁検診の記事から、当日の様子や監督者の所見をみるできるので、明治45(大正元)年度と翌年大正2年度の記事を紹介し、比較してみたい。

まず、明治45年度の検診は6月11日から3日間おこなわれ、刈田郡全体で373名が受診した。会場は白石町第二小学校に設けられた「臨時福島徴募署」で、初日には陸軍第二師団(仙台)の仁田原師団長、参謀や副官が視察に訪れている(No.23)。ちなみに検診期間中は一部の生徒が前後5日間休業となり、夏休みの短縮が検討された(No.23)。なお、【史料10】(No.24)に掲載された検診結果をまとめたものが【表6】である。ほかの病に比べてトラホーム感染者がいかに多かったかわかる。

【史料10】 No.24：明治45年6月21日(第50号・2面)

刈田郡壮丁検査の情況

本郡の壮丁検査は、去る十一日より同十三日迄三日間施行されしが、加藤福島聯隊区司令官は其前日十日より来白せられ、徴兵検査方一等軍医舟越貞吉、副医官木村讓、事務員高橋、柳内両曹長、針生一等看護長諸氏の検丁実況を監察し以上諸氏と共に十四日当地を出発せり、右壮丁検査の成績は左表の如し

【表 6】 明治 45 年度壮丁トラホーム検診結果内訳人数

	円田村	大鷹澤村	白石町	七ヶ宿村	宮村	福岡村	斎川村	小原村	越河村	白川村	木平村	計
診察数	37	28	67	30	44	48	21	33	23	23	19	373
体格等位甲	7	8	13	9	16	18	9	13	8	7	6	114
同上乙以下	30	20	54	21	28	30	12	20	15	16	13	259
トラホーム	30	27	58	28	41	49	21	30	23	22	21	350
その他の疾病	9	2	10	6	5	1	1	3	2	4	1	44

つぎに、翌年大正 2 年 7 月 31 日に実施された検診の記事を紹介する。

【史料 11】 No.64：大正 2 年 8 月 11 日(第 91 号・2 面)

大正三年度壮丁トラホーム検診(注：「大正二年度」の誤り)

白石町トラホーム検診所に於て、去る三十一日第一回検診を施行されたり、当日は加藤警部補、中嶋特務臨席され一場の訓示をされたるが加藤警部補はトラホームの恐るべき二三の実例を挙げ、次で大正元年度に於ける壮丁者百名に対する同病患者九十余名の甚だしき不良の成績なりしを憂ひ、当局は嚴重之れが治療を督励し壮丁者にありても亦其意を体し進んで治療に努めたる結果、本年六月徴兵検査の際は百名に対する四十二人の成績を挙げ、聯隊区管内に於ても最優良と認められる、に至りたるは、洵に喜ぶべき現象にして諸子は是非此の良好に向つ、ある良成績を失墜せざらんことに努められたし云々と熱誠なる訓示あり後、衛生主任中嶋特務、太田兵事主任等の必要なる訓話ありて検診を終了されたるは午後四時頃にてありし

記事では、前年度の成績(刈田郡全体で受診者 373 名のうち感染者 350 名、白石町では 67 名のうち 58 名)を受けてトラホームの治療を督励した結果、大正 2 年 6 月の徴兵検査では 100 名あたりの感染者数 42 名の成績をあげ、管内で「最優良」という評価に至っている。

5.2 トラホームへの対応

トラホームは、赤痢などの法定伝染病と異なり隔離治療の対象ではなかった。それゆえに長期間蔓延した病ともいえるが、対応は検診と感染後の治療(点眼薬など)が主であった。このトラホームの対応について書かれた記事を、まとめて紹介したい。

【史料 12】 No.15：明治 44 年 10 月 21 日(第 27 号・2 面)

トラホームに就て

全国を通じての同病患者数歩合を聞くに一割を示し居る状態にて、之れが為め当局は予防撲滅に意を注ぎ、少なくとも年二回は各戸へ通達を發して検診督励をなしつつ、あるものなるが、

今当町の該歩合成績を聞くに、水野町医を首め当局の熱心なる結果四十三年第二期に於て二割二分八厘を示したるものが、本年第一期は一割九分八厘四毛となる、又過般執行せる即ち第二期に於ては一割三分三厘五毛と減じたる由

【史料 13】 No.48：大正 2 年 2 月 1 日(第 72 号・2 面)

水野町医の施療

明治四十一年四月白石町トラホーム検診所開所以来、今日に至る迄数年一日の如く該病撲滅に尽力しつゝある町医水野泰治氏は、貧困にして自ら治療費を支出し得ざる貧民に対しては施療をなし来りたるが、開所以来今日迄施療をなしたる人員数千人、これを延人員となすときは頗る多数にして、低廉なる薬価(一回一錢五厘)としても其額数百円に昇るべしと云、実に奇特の事と云ふべし。詳細なる数に於ては取調中に付追々掲載すべし

【史料 14】 No.69：大正 2 年 12 月 1 日(第 102 号・2 面)

内務省第九回トラホーム講習会

大正三年一月廿七日より約一ヶ月半、東京帝国大学医科大学眼科教室に於て開催の筈、殊に本県は全国中屈指のトラホーム患者の流行地にして虎群の旺盛を極め居りて、従来の姑息的療法を改善するにあらざれば到底予防撲滅を期する能はざるは言ふ迄もなく、地方開業医の治療技術を修得せしむる適切な機会なるを以て、務めて入会されたき旨内務省衛生局長は県下一般に通牒夫々^{それぞれ}督励されつゝありと、特志家は奮つて入会されたきものなり

白石町では「少なくとも年二回は各戸へ通達を發して検診督励」(史料 12)をしたり、「トラホーム講習会」(史料 14)への参加を呼びかけたりと、この伝染病に対して積極的に対処していた様子が見える。個人の活動では、水野町医が貧困者に対して無料で治療を行い、その実績を称賛されている(史料 13)。水野町医は眼科医師として、『実業』のトラホーム関連の記事にたびたび登場している。また、大正 2 年 5 月には町の財政緊縮に伴い町医が学校医を兼務することとなり、白石町第一および第二小学校、実科高等女学校の校医も任されている(No.52)。

そのほか宮城県の対応として、大正 2 年 12 月に「壮丁トラホーム予防規定」が發布された。治療や講話の成果もあって、同年 6 月の検査で刈田郡は管内「最優良」であったが(史料 11)、全国的には宮城県は成績不良であった。壮丁者の感染率をみると、明治 45(大正元)年は全国平均約 24%に対して宮城県が約 49%、大正 2 年は全国平均約 21%に対して前年同様に約 49%であった[三井 2001：121]。以下、『実業』に規定の全文が載せられているので紹介する。

【史料 15】 No.73：大正 2 年 12 月 11 日(第 103 号・2 面)

壮丁「トラホーム」予防規定

本県にては近来徴兵検査に於けるトラホーム患者の成績甚だ不良にして、特に予防の必要を

認め今回訓令第三十五号を以て発布されたるが其の規定左に

壮丁「トラホーム」予防規定

第一条 市町村長ハ翌年徴兵検査ヲ受クベキ壮丁ニシテ、其市町村ニ在住スル者ヲ毎年十二月適宜ノ場処ニ招集シ、医師ヲシテ検診セシメ、爾後一ヶ月毎ニ之ヲ行ヒ「トラホーム」患者又ハ其疑似症患者ト診定シタル者ヲ第一号様式ノ患者名簿ニ記載スベシ、但最終ノ検診ハ徴兵検査前十日以内ニ之ヲ行フベキモノトス

第二条 前条ノ検診ニ於テ発見シタル患者ニハ、市町村医又ハ病院若クハ他ノ医師ニ就キ治療ヲ受ケシムベシ

第三条 市町村長ハ第二様式ノ治療券ヲ患者ニ交付シ置キ、治療ヲ受ケタル都度医師ノ証印ヲ受ケシムベシ

第四条 警察官署長ハ市町村長ト協力シ、検診治療ヲ督励シ時々部下ヲシテ治療券ヲ査閲セシメ治療ヲ怠ル者アルトキハ之ヲ訓戒シテ速ニ治療ヲ受ケシムベシ

第五条 市町村長ハ治療費ヲ負担シ能ハザル貧困者ニ対シテハ、可成其治療費ノ全部又ハ幾部ヲ補助スルノ方法ヲ講ジ、若クハ適宜他ノ方法ニ依リ施療スベシ、医師ノ在ラサル町村ニ於テハ患者ヲシテ不便ナク治療ヲ受ケシムル方法ヲ講ズベシ

第六条 市町村長ハ毎回検診ノ結果ヲ十日以内ニ第三号様式ニ依リ、市町ハ直ニ町村長ハ郡長ヲ経テ知事ニ報告スベシ、郡市長ハ徴兵検査終了後五日以内ニ第四号様式ニ依リ徴兵検査ノ結果ヲ知事ニ報告スベシ

第七条 警察官署長ハ第一号様式ニ準シ、駐在所及受持巡査ヲシテ患者名簿ヲ調製セシメ治療督励ニ便スベシ

附則

第八条 壮丁「トラホーム」ノ予防ニ関スル従前ノ達類ハ総テ廃止ス(様式省略す)

規定には壮丁者のトラホーム検診と治療の実施、対象者が貧困の場合には市町村が医療費を負担することなどが定められた。発布の背景には、すでに述べた富国強兵政策の影響、つまり国家のために働く強健な国民を育てる必要があったのだらう。

大正3年3月(No.76)以降、『実業』にトラホームの記事はみられないが、産業や教育など「国の骨格をなす分野で蔓延」[三井 2001: 117]していたこの病に対し、同年12月に「日本トラホーム予防協会」が設立、大正8(1919)年に「トラホーム予防法」が施行されるなど[清水 1976: 88 ほか]、国をあげてその改善に取り組まれるようになっていく。

6. まとめ

本稿では『実業』を用いて、地域新聞からみた20世紀初頭の白石町における衛生について述べてきた。当地の衛生環境について地理的特徴から、町を流れる河川が人々の生活を支える一方で、伝染病の感染経路となる危険性も指摘されていた。河川の利用方法についてはたびたび注意喚起

がなされていたが、町民の慣習を改善するのは容易ではなかったようだ。

赤痢についてみると、宮城県全体で流行した明治 44 年度から 2 ヶ年にわたり、当地でも感染者数が多かった。この時期に書かれた隔離病舎に関する記事では、病室の患者が過密となり「模範的隔離病舎」や「高等病室」の建設など、とくに「中流以上」の患者の環境改善を求める記事も散見される。また、伝染病対応は町費で行われており、その経済的負担が危惧され、「不生産的費用」が発生しないよう町民各自が予防に努めるよう説かれていた。予防に関しては、衛生委員や衛生組合員がその実務を担い、各戸の視察や衛生講話会の開催などが行われていた。溝川の利用方法をとくに指摘しているのは地域の慣習を踏まえたものといえるだろう。

トラホームは赤痢のように直接生命を脅かす病ではないが、それゆえ隔離などの強行的な対応は行われず、長期間にわたって蔓延していた。『実業』には、感染者の多さを憂慮する記事もあるが、赤痢とは異なり経済的負担についての指摘は目立たない。一方で壮丁者検診の記事から、徴兵検査に際して熱心にトラホーム対応が行われていたことがわかる。その理由の 1 つとして、明治政府の国是であった富国強兵の実現のため、積極的に壮丁者の衛生改善に取り組まれていたことが考えられる。

「実業家」の活動についてみると、赤痢、トラホームのいずれについても、医師や「篤志家」による寄付が行われていた。伝染病以外では、大正 3 年 2 月 22 日に開催された刈田郡医師会の定期総会で、「貧民困窮患者救済の目的を以て」250 円の寄付金が匿名で寄せられたという記事もある (No. 75)。もっとも、こうした活動は社会福祉のみならず、鉄道の布設、学校建設、白石大火からの復興など様々な場面で行われていた [白石市史編さん委員 1979、阿子島 1979a,b ほか]。彼らの「美挙」が商工業の振興、インフラストラクチャーの整備など、町の発展に果たした役割は極めて大きい。

『実業』に関して、期間が約 3 年と短く、また史料の性格上一般の町民、とくに「下層民」や「貧民」とされた人々の声を拾うことは難しかった。この点については、同時期に発行されていた他の新聞で補足、あるいはそれらと比較することで、当地の状況をより多角的に捉えることができるだろう。また、実業家のなかには地方政治や経済界の第一線で活躍していた者も多くいた。つまり為政者や社会に対して一定の発言力を持った人々であり、彼らが国家や地域の諸問題に対して、どのように考え、また、行動していたのかを探る史料として活用できる。本稿では衛生関連の記事に着目したが、そうした視点で商工業、自然災害、学校行事など多方面から分析することも可能であろう。

折しも本稿を執筆している令和 2 年、新型コロナウイルス (COVID-19) が世界規模で流行をみせている。日本国内でも多数の人命を奪い、また、外出の規制、失業者の増加、感染の疑念による対人トラブルなど、社会的、経済的に与えるダメージは計り知れない。こうした事態にあって、かつて人々がどのような伝染病に遭い、また克服してきたのかを探ることは、現在我々が直面している災厄を乗り越える手掛かりとなるはずである。

【謝辞】

末筆ながら、執筆にあたり貴重な助言をいただいた東北芸術工科大学の竹原万雄准教授に、この場を借りて感謝申し上げたい。

注

- 注 1. たとえば、土屋礼子 2002『大衆紙の源流 明治期小新聞の研究』世界思想社、など。
- 注 2. 同館には明治時代以降に地元や近隣地域で発行された地域新聞(「白石新報」「白石民報」「東北民衆新聞」など)が多数所蔵されており、整理が完了しているものについては閲覧が可能である。白石市役所ホームページ「白石市図書館所蔵 地元発行新聞等の目録」(<http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/31/13110.html>)から検索ができる。
- 注 3. 筆者は白石市図書館所蔵の『実業』のうち、欠落している 61 号、107 号、また欠損のために判読できない一部の記事を除いた全点の翻刻作業をおこなっている。
- 注 4. たとえば明治 13 年施行の「伝染病予防規則」に「第十二條 虎列刺流行ノ際ニハ井泉、河流、水道及廁園、芥溜、下水、溝渠等総テ病毒萌生ノ因トナルヘキ場所ニ注意シ掃除清潔ノ法ヲ設クヘシ」とあり、また同条項は腸チフス、発疹チフス、赤痢、痘瘡など他の伝染病にも適用されていた[吉田(編)1880: 4-5 コマ]。
- 注 5. 明治 30 年施行。明治 13 年の「伝染病予防規則」が大幅に改定されたものである[宮城県医師会 1975: 428]。条文には、コレラや赤痢など 8 種の法定伝染病を中心にその予防、感染者への対応、家屋の消毒、埋葬方法、それらにかかる費用の負担者(主に市町村。船舶や汽車の検疫、府県で施行する予防事務等の費用は府県が負担)等について定められている[大蔵省印刷局(編)1897: 1-2 コマ]。

引用文献

- 阿子島雄二
1979a『郷土物語 白石地方の歴史 上巻』歴史図書社
- 阿子島雄二
1979b『郷土物語 白石地方の歴史 下巻』歴史図書社
- 安部定橋、後藤三治郎
1908『刈田の実業』早川活版所
- 小野芳朗
1997『<清潔>の近代「衛生唱歌」から「抗菌グッズ」へ』講談社
- 刈田郡教育会
1972『刈田郡誌』平文社
- 県医師会史編纂委員
1972『白石・刈田地区医師会史(非売品)』白石市医師会
- 公立刈田病院史編纂委員会
1957『公立刈田病院史』公立刈田病院
- 酒井シズ
2002『病が語る日本史』講談社
- 清水勝嘉
1976「昭和初期の公衆衛生について—トラホームと失明、癩および寄生虫—」『民族衛生』42(2), pp87-97
- 白石市史編さん委員
1979『白石市史 1(通史編)』白石市
- 小学館・家庭医学館編集委員会(編)
1999『ホーム・メディカ 家庭医学館』小学館

庄司一郎

1925 『白石市誌』北日本書房

馬場わかな

2006 「日本における赤痢の流行と感染症対策の変遷 1890-1930 年」『三田学会雑誌』99(3), pp455(103)-472(120)

三井登

2001 「1910 年代の学齢児童のトラホームの状態と学校医の治療をめぐる問題」『北海道大学大学院教育学研究科紀要』(83), pp117-157

宮城県医師会

1975 『宮城県医師会史(医療編)』宮城県医師会

宮城県史編纂委員会

1987 『宮城県史復刻版 6(厚生)』ぎょうせい

森永卓郎(監修)

2008 『明治・大正・昭和・平成 物価の文化史辞典』シナノパブリッシングプレス

ウェブサイト・オープンアクセス

大蔵省印刷局(編)1897『官報. 1897 年 04 月 01 日』国立国会図書館デジタルコレクション

URL: <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2947408> (最終閲覧日: 2020 年 12 月 13 日)

吉田定静(編)1880『伝染病予防規則・伝染病予防心得書』国立国会図書館デジタルコレクション

URL: <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/797120> (最終閲覧日: 2020 年 12 月 13 日)